

男女共同参画社会をめざす

New Wave No.7

ニューウェーブ

平成14年（2002年）11月25日発行

特集

男女共同参画課ってどんな仕事をしているの？ ～男女共同参画課長へのインタビュー～



発行／横須賀市 市民部男女共同参画課

性別による人権侵害でお困りの方へ

男女平等専門委員

みなさん、「男女平等専門委員」の制度をご存知ですか？

横須賀市では、平成14年4月施行の横須賀市男女共同参画推進条例に基づいて「男女平等専門委員」という制度を設けております。

●どんなことについて申し出ることができますか？

- ・性別により人権が侵害されたか、侵害される恐れがあり、相手側に改善等を求めたい場合
- ・市が実施する施策で男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策について不服のある場合などが挙げられます。ただし、判決・裁決等により確定した事項、裁判所において現在係争中の事項など、実際に調査を行うことができない申出もあります。また、「市内で1年以内に発生した」事案が対象になります。

●どのように問題解決されるのですか？

申出者や関係者からお話をうかがい、調査の結果、必要がある場合、助言、意見表明、勧告、是正等の措置の要請などを行います。また、必要に応じて、国や県等の機関に引継ぎます。

●申出書ってどこにあるのですか？

申出書は市役所男女共同参画課で配布しているほか、ホームページからもダウンロードが可能です。また、所定の申出書以外でも氏名、住所、電話番号、申出の趣旨及び概要、事案のあった日、申出日付、他の機関への相談状況を記入の上、「男女平等専門委員」あてに書面にて持参・郵送・FAXのいずれかの方法でお申し出下さい。

詳しい内容に関してのご質問も承っておりますので、まずは、男女共同参画課までお電話ください。

女性に対する暴力をなくす運動をご存知ですか？

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。



国では毎年11月12日から11月25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間とし、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

横須賀市でも、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があるとの認識から、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図っていきたいと考えています。

編集 後記

今は昔、横須賀市内のある所に5人の男女がありました。この5人、まさか自分の身に、新たなる波（ニューウェーブ）が押し寄せていくとは、これっぽっちも考えずに生活していました。ある者は厳しい経済の荒波を泳ぐ女社長、ある者は悩み多きこの時代に奮闘する児童委員、ある者は移り変わる世の中に戸惑いを見せる元自衛官、ある者は夕食メニューを考え飽きた専業主婦と、バラエティーに富んでいました。

さて、そんな5人がニューウェーブ編集委員として、顔を合せたのだから、さあ、大変！上を下への大騒ぎです。男女共同参画とは何ぞや。まずはそこからのスタートです。まさに頭三角、寄せ集めて四角の世界。しかし、5人は前向きでありました。知らなかつた世界なら尚更です。性別を超えた新しい未来、果たしてこの5人は、男女共同参画社会の語りべとなれるのでしょうか。こう御期待！

石塚幸子 加藤洋子 川口光明 窪田暁美 佐藤明子（五十音順）

◎ニューウェーブは公募による市民の方によって、企画編集を行っています。

皆様のご意見やご感想をお待ちしています。

横須賀市市民部男女共同参画課 ☎ 238-8550 横須賀市小川町11 ☎ 0468-22-8228

e-mail we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/gender/>